

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年3月24日
【会社名】	株式会社ブロードエンタープライズ
【英訳名】	BROAD ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 良祐
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
【電話番号】	(06)6311-4511(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 佳裕
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
【電話番号】	(06)6311-4511(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 佳裕
【縦覧に供する場所】	株式会社ブロードエンタープライズ (大阪府大阪市北区太融寺町5番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年3月23日開催の当社第23期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年3月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

中西良祐、中西美津代、上田大介、井上北斗、木村俊雄の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

財務体質の健全化を図り、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金及び利益準備金の額の減少を、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をそれぞれ行うものであります。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額751,653,900円のうち、681,653,900円を減少して70,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年4月25日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額701,169,777円のうち、256,340,041円を減少して444,829,736円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年4月25日

3. 利益準備金の額の減少の内容

(1) 減少する利益準備金の額

利益準備金の額7,500,000円を全額減少して0円といたします。

(2) 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(3) 利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年4月25日

4. 剰余金の処分の内容

(1) 処分する剰余金の額

上記1及び2による、その他資本剰余金の増加額937,993,941円の効力発生を条件として、その他資本剰余金の全額937,993,941円及び別途積立金の全額100,000,000円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(2) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年4月25日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	23,110	105	-	(注)1	可決 99.55
第2号議案 取締役5名選任の件					
中西 良祐	22,679	536	-	(注)2	可決 97.69
中西 美津代	22,911	304	-		可決 98.69
上田 大介	22,913	302	-		可決 98.70
井上 北斗	22,916	299	-		可決 98.71
木村 俊雄	22,915	300	-		可決 98.71
第3号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	23,103	112	-	(注)3	可決 99.52

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上